

# 『ちご』の教育

高橋 俊 乘

寺子屋の起源研究に於て、見逃す事の出来ない重要な材料は、寺院に於けるチゴの教育である。よつて主として平安時代から室町時代に至るチゴに關する主な事項を氣づくまゝに一通りまとめて見たい。

## 一名 稱

チゴに對する漢字は後世は「稚兒」と書くのが多いけれども、古い所は普通は「兒」とのみ書いた。軍記本では「馳兒」と書いた例もある。室町時代の宗祇法師の「兒教訓」も、チゴの教訓を内容としたものであるから「チゴノケウクン」又は「チゴノヲシヘ」と讀むのである。

しかし元來、チゴといふ語は寺の兒だけを指すのではない事は言ふまでもない。勿論、一般に兒童を指した語である。寺院の兒は、その年齢から言へば、ごく幼少な嬰

兒乳兒を意味しない事は寺院の性質上、これまた明かな事である。しかしこのチゴといふ語は元來は一般幼少な子供の中でも、比較的幼少な者を指した。生れた早々の新生兒をもチゴといふ。

そのけしきありて、よろづにさはぎける程に、ちごはむまれ給て（榮華物語、玉村菊）とあるのは、その一例である。恐らくチゴの本義は乳兒の義であつて、もとは哺乳時代の子供を指す名稱であつたものであらう。

いみじうゝつくしき女君生れ給へり。……三日の夜（娶）は本家にせさせ給、五日の夜は大殿より、七日の夜は大宮よりとぞ。中宮、かんのどのよりは、ちごの御ぞとぞありける（同書、つぼみ花）

とあるのも右の例である。

それから成長して、十四五歳ぐらゐ、稀には十七八歳までもチゴと呼んだらしい。

十ばかり兒の（狭衣物語、卷三之中）

十ばかりなる子を……この兒の遊に出でて往ぬるが（宇治拾遺物語、卷十二）

十二三許ナル兒（太平記卷二）

皆石トテ十八ニナル兒ノアリケルガ（源平盛衰記卷十一）

従つて可なり年齢が長して。「子供らしい」者を「見めく」とか「ちごのやうに」など言ふことが多い。

これをだに(十八歳の狭衣を言ふ)母宮は兒のやうなるものをと、あえかにいま／＼しきまで  
思いたんめれど、(狭衣物語卷一之上)

はその一例である。

室町時代になると、大兒おほこゝ、中兒、小兒などと年齢又は身長による區別的の名稱が出来た。

寺院のチゴは勿論男兒のみであるが、一般には男女通じて言つた。その例は既に引用した中にもあるが、尙も一つあげて見ると、

大將殿の兒姫君を世になきものに見奉る人も(濱松中納言物語卷二上)

兒姫君とはチゴと姫君とを並べたのでなく女性の兒を尊んで言つた一つの單語である。

チゴと似た語にワラハがある。(女の自稱のワラハは、こゝでは論じない)。チゴを兒と書くのに對して、童の字を充てる。ワラハは寺院のワラハもあり、一般にも使ふ。

ワラハはワラハベ、ワラベともいふ。ワラハベワラベは童部と書く。チゴとワラハとを區別なく使用することもあるが、普通は區別する。平安時代の中頃から以後は大體次のやうに區別して使はれたやうである。

國語から言ふと、ワラハは語原から言へば、元服をして理髮する以前放髮の状態を言つた語であるから、この意味に於ては貴賤に依らずすべての子供に對してワラハを使ふ。次の例は皇子を指してゐる。

三どころ御かうぶり(元服)せさせ給へり、四の宮のぞまだわらはおはします（榮華岩陰）

従つてやゝ成長した子供を總括していふ時は、チゴよりもワラハと言ふことが多い。次にワラハは身分の低い子供を言ふが、チゴはワラハに比しては身分の良いものを指すやうである。従つてチゴには美しい上品な子といふ意味が含まれてゐる。

京中ノ童部マデモ申ハ(源平盛衰記卷三十四)

なごこの童を見んと思ふらんと思ふほごに、十ばかりなる童の來たるを(宇治拾遺卷一)

などは右の例である。又ワラハは召使を意味するが、チゴは普通はかゝる意味を持

つてゐない。牛童なども牛を飼ふ召使の義である。上童、女童もこの例である。寺院のワラハとチゴを比較すると、チゴは後世寺小姓と言はれるやうに師匠の側に侍して、或る程度までは師匠に使役せられるから、一種の召使であるが、かゝる用務はチゴの生活の一部分であつて、大體は學問することを目的としてゐるのである。これに對し、ワラハは純召使である。チゴもワラハを召使ふことは常の事である。

山の法師ばら童へ出して、をかしき枯木拾はせて（守津保物語、藏開中）  
などは全くチゴにない事である。

年齢から比較すると、上限は大差ないやうで、共に普通は元服以前を指す。下限ではワラハは、ごく幼少な子供を意味しない。ワラハは髪が可なり伸びて、放髪しうるやうになつてからを指すからである。召使の意のワラハは年限に制限がない。

十四五ばかりなる童（さりかへばや物語）

八つばかりなる童（宇治拾遺物語卷十二）

自分の子を他人に對して言ふ時は大抵ワラハと言つて、チゴと言はないやうである。但し嬰兒は自分の子でもチゴといふ。

この侍る童べも母亡せて侍る（宇津保、國護中）

はもと左近の少將の仲頼が自分の子を指してワラハベと言つたのである。

國語では實際は用法が入り交つてゐるが、ほゞ右のやうに區別できる。漢字で書いてある時には元來支那では右のやうな國語の慣習による區別は無いであらうから、日本の古典に於ても漢字で示してある時は曖昧なことが多い。

前記の如く、チゴは兒、馳兒、稚兒で表現し、ワラハワラベは童、童部、童べで示してゐる。それ以外の漢字では、童子は大抵、ワラハの意、それも主として召使の意である。年齢(従つて身長)によつて大童子、中童子、大おほ中童子、少童子などゝ分ける。貴嶺問答には、號大童子者、年齢及七句ことある。「高野六十那智八十」といふ諺は、有名な諺であるが、高野や那智では、二山の僧が六八十に及べる老人のワラハを愛情の對手にしたといふ意味と解するのが普通である。即ち童子と言つても、未成年ではないので、大童子は可なりの年輩の成人を指したらしい。但し高野六十那智八十を、男色の意味でなしに、紙一帖を高野では六十枚、那智で八十枚とするのだと解する説もある(世事百談、東廬子等參照)が、貴嶺問答を見れば七十歳の大童子も居つたのであるから、老人の童子の居つた事は否定できまい。今昔物語卷二十八にある有名な鼻長の僧の話の條

にある或召使を「中童子」と書き、又「童」とも書きかへてある。同じ話が宇治拾遺物語卷二に載つてゐる。それには同じ召使を「大中童子」並びに「わらは」と書いてゐる。しかし又童子はチゴの意味に使ふこともある。源平盛衰記卷三に

過ニシ頃比叡山ニ候ヒケル兒ノ夜ノ間ニ失テ見ヘザリケレバ……童子ノ年ハ十八歳云々。

堂童子といふ語は、寺の召使をいふ。榮華物語疑の卷にある「堂ごうじ」は、同書詳解に、下部侍と解してある。これとは別種の堂童子で法會の座で華籠を持つて歩く役にあたる者がある。西宮記卷九に「堂童子散莒昇自南階、入自中央、間分花莒、歸着本座衆僧行道了、堂童子昇取莒置」とあるのはその一例である。前記下部の堂童子とこれとは區別があるらしい。但し堂童子には殿上人が勤務することがある。「堂童子者。五位の殿上人の所役也。」(海人藻芥)とも見える。宮中の儀式の「堂童子」は大抵これである。

童形、童體は大抵チゴであらう。童兒も同様である。

北條新三郎其弟童形箱根ノ兒(鎌倉九代後記)

少人、小人もチゴの意である。

いづれの比の事にか山僧數多ともなひて兒など具して竹生島へ參りたりけり。

巡禮はてゝ今は歸りなんとしける時、兒ごものいふやう「この島の僧たちは水練を業としておもしろき事にて侍るなり。いかゞして見るべき」といひければ、住僧の中へ使をやりて「少人たちの所望かく候ふ。いかゞ候べき」と言ひやり云々（古今著聞集卷十六）

兒童とある時は兒と童とを並言した時と、兒童一個の場合とある。後者はチゴの意、前者は勿論チゴとワラハとである。例へば

伊豫守（源義經）兒童ノ時、當寺（鞍馬寺）居住ノ好アリテ（源平盛衰記卷四十六）

とあるのは明かにチゴである。しかし次の如く、義經の奥羽落を

前伊豫守義顯（義經）……相具妻室男女皆假姿於山臥并兒童等云々（吾妻鏡文治三年

二月十日）

と記してある場合には、兒童は、大體複數だと推定されるが、チゴのみの複數か、チゴとワラハとの複數か判然しない。義經記などの記事を、もし信じうるとすれば、辨慶等  
は山臥となり、義經自らは下部となり、義經の妻は兒となつて奥羽へ下つて行つたとあるから、兒童は「チゴワラハ」と讀むべきであらう。現に東鑑のこの文を利用したと思はれる神皇正統録には



義經……秀衡入道ノ權勢ヲ恃ニ依テ也、相具處ノ妻室郎等皆山伏并兒童部之姿ヲ假云々（下卷）

とあるから、かたゞ、以て東鑑の文に使つてある兒童はチゴとワラハとで有らう。禪宗や律宗で主として使ふ喝食といふ語がある。侍童、チゴの意味に使ふが、元來は、齋や非時の時に、食を喝ばはる者の意ださうである。大抵は鎌倉時代以後の文獻に見えるのであるが、次のやうな、比較的古い例もある。

こゝは大殿の北の方、御物語し給ふところ、君だち遊びありき給ふ。女君御髮喝食ばかり、いとをかしげにて、雛遊し給ふ。

宇津保物語國讓の下卷にあるので、この一句は、その繪詞の中にあるので、或は鎌倉時代まで下るかも知れない。

扈從こしやうといふ語もある。これは後に、多分室町時代になつて小姓と書き、チゴの代りに多く用ひられるやうになつた。又チゴの頭髮の姿からして「垂髮」といふ事もある。若衆といふ語もチゴの代りに使ふが、「兒若衆」と續けることも多いので、多少區別があるらしい。

## 二 登山から下山までの期間

兒が寺へ入門するのを「山へ登る」又は上る「登山」など云ふ。「法然上人傳記繪詞卷一」に、法然が十三歳の時に「比叡山へのぼ」(同書)つたのを、同卷に「初登山」と書きかへ、又同書卷三に「入學」と書いてある。

御曹子は七歳の年より鞍馬の寺へあがりたまひて (淨瑠璃十二段草子)

右は入門の際の用例であるが、何年間か稚兒として生活してゐる間に、臨時に寺を出て(例へば歸省の爲に)再び山に登る時にも同じ語を使ふ。故に最初入門した時の登山は前記の如く「初登山」といふ。再度の登山については、例へば

常令經廻洛陽給之條、不便之事也。爲學問、早可令登山之狀、如件 (新十二月往來)  
 「山に住む」、「寺の住居」、「入室」、「師仕へ」などいふ類の語も、ぼつ同様の意味に使用されてゐる。又父母を基準として「師匠に附く」なども云ふ。

此兒(解脫上人)幼稚にて付師匠在(南京) (古事談卷三)

若公(源賴朝の子)令上洛給、是爲仁和寺隆曉法眼弟子、爲入室也 (吾妻鏡、建久三年五月十九日)

能信大納言とて宇治どのなどの御弟の、高松の腹におはせしが、御前にまいりて、  
 二宮(後三條天皇)をいづれの僧にかつ<sup>①</sup>け奉<sup>②</sup>りはべるべきときこえさせ給ひける(今鏡、司召)。

稚ヨリ鞍馬寺ニ師仕セサセテ(源平盛衰記卷四十六)

昔田夫誘子令住叡岳子學聖教不<sup>①</sup>了<sup>②</sup>世路(東山往來拾遺)

室町時代になつて寺入といふ語は稀であるが用ひられて來た。(實例七二頁)

登山その事について、師匠の方から、兒を探す場合と、父兄の方から其の子弟を登山させる場合と二種に區別出來る。しかし子の讀書の經驗から言へば、前者の方が少く、後者の方が多い。尙後者は發意者が父兄である場合と、子弟自らである場合とに區別できる。

文覺坊と申す人こそ……上臈の子を弟子にせんとてほしがらるゝなれ(平家物語卷十二)。

彼ニオハスル上人コソ……形ヨキ兒ヲ求待ルト承シ(源平盛衰記卷四十六)

父母からその子を登山させる例は、前に引用した源頼朝の子の例、牛若の例、東山往來拾遺、新十二月往來の例等は皆それである。或は又曾我物語にある箱王が箱根の

別當の許へ上つた例の如きであるが、子供自らの發意で登山する例は高僧の傳記に多く見える。覺鑿上人などは最もその著名な例である。

もつと具體的なやゝ複雑な例をあげると、室町時代の「花みつ」といふ短篇小説によると、播磨の赤松氏の守護代岡部に二人の子がある。先妻の子を花みつ、繼妻の子を月みつといふ。岡部は二人の子が「言ひ甲斐なく振舞ひたらん時は、主の恥、我家の恥ぞかし、思へば山寺へも上せばや」と思ひ、花みつを連れて書寫山へ上り、別當の御房へ參つた。別當は不意の參詣に驚いたが、守護代の事であるから、座敷を飾り、岡部父子を請じ、多くの兒達と共にもてなして酒宴を開いた。

岡部心に思ふやう、「花みつを兒に請へかし請はればこのまゝなりとも置くべきものを」と思ひければ、別當に酒を強ひて、「今一つ聞召せ、御所望の事御座候は、何事にて承り候へ、奉公申すべき」といひければ、別當酒たふくとうけて「法師は別して何も所望にも候はず、只今これに御座候ふ少人は、定めていづかたへも御約束候はんすれども、暫くの間、別當に御預け候へ、後見申したく候ふ」と仰せければ、岡部一往は辭退しけるが、再遍に及びければ、子細なしと領承しけり。

初登山の時の年齢は十年前後である。二三の高僧の初登山の年を先づ調べて見ると、次のやうである。(但し發心は通常は初登山より數年前である。)

|    |     |    |     |    |     |
|----|-----|----|-----|----|-----|
| 圓仁 | 十五歲 | 安慧 | 七歲  | 眞雅 | 九歲  |
| 圓珍 | 十四歲 | 良源 | 十二歲 | 勸修 | 十一歲 |
| 明算 | 十一歲 | 皇慶 | 七歲  | 覺鑲 | 十三歲 |
| 法然 | 九歲  | 明惠 | 九歲  | 俊苳 | 四歲  |
| 榮西 | 十一歲 | 道元 | 十三歲 | 辯圓 | 五歲  |
| 日蓮 | 十二歲 | 一遍 | 七歲  |    |     |

常人について二三の例を摘出して見よう

二條 天皇 九歲 源頼朝の息 七歲 (吾妻鏡)

平重盛の孫六代 十二歲 (平家物語)

平 經 正 八歲 (平家物語) 一説には 十一歲 (盛衰記)

牛 若 丸 十一歲 (平治物語) 一説には 七歲 (義經記)

辨 慶 六歲 (義經記) 曾我の箱王 十一歲 (曾我物語)

大館氏清 十歲 (關岡家始末記) 太田道灌 九歲 (永享記)

足利義教 十歳

謂はゆる兒物語の類から二三の例をとると、

松帆浦物語の藤侍從 十歳の頃 嗟峨物語の松壽君 十三歳

「花みつ」の主人公花みつ 十歳

世鏡抄には「上ハ七ツ。中ハ九ツ、下ハ十ヲ限テ入寺也。」とある。

初登山の後、何年ほど山の住居をするか。宗祇の兒教訓に

かくてはせめて 四五年も 寺のすまひを するならば

少しゝるしも 付べきに 三年さへも くらしかね

ほどなく里へ 引こみて 云々

とあるから、短いのは二三年、長いのは四五年が普通であつたらうと思ふ。兒の生活は僧侶になる者は、薙髮得度する時まで、續くのは勿論であるが、僧侶にならないものは下山して、父の名跡を嗣ぎ、又は元服するまで、いあつたらしい。世鏡抄には「十三ハ下山ノ年。七ヨリ上レバ七年ノ出家。九ツヨリ登バ五年ノ出家。十ヨリ上ハ四年ノ出家也」とある。平家物語(卷七)によると平經正は「八歳の年此御所(仁和寺)へ參り始候

て、十三で元服仕り候し迄は、聊相勞る事の候はんより外は、あからさまに御前を立去事も不候。」して仁和寺の御室へ仕へた。滿五年間程の山住である。曾我物語では箱王は十一歳から箱根に上り、十七の年に出家得度させようとしたら、厭うて下山した。松帆浦物語の藤侍従は十の頃に横川に上り、三年間學問をする。その間に父が死亡したから母が師匠の手許から子を引取つて、父の跡を嗣がせる事とした。やがて十四の年に元服して藤侍従と名乗つたのである。前記の「花みつ」では主人公の花みつが十歳で書寫山に入り、十六歳まで在住して、殺されたから、六年以上居つたわけである。

二條天皇は仁平元年十月御九歳で仁和寺へ渡御されたが、御父後白河天皇が踐祚されたので、二條天皇は出家を斷念して久壽二年八月御十三歳で還御された。

一體出家の年も區々一定しないが、御宇多法皇御遺告の第十一條には

右童稚……身器小成、出家得度、以十三歳爲其期、雖遲莫過十五六歳。

とある。しかし右記(守覺法親王御撰)の説はやゝ遅れてゐる。

一、落飾之事以十七若十九可定其年限也、然翠黛之貌、紅粉之粧、僅四五年之間也。

とある。高僧について得度の年を調べて見ると(兒時代の長さを知る爲、初登山の年

を併記する)次のやうである。

|    |     |     |    |     |     |
|----|-----|-----|----|-----|-----|
|    | 得度  | 初登山 |    | 得度  | 初登山 |
| 良源 | 十六歳 | 十二歳 | 護命 | 十七歳 | 五歳  |
| 覺鏝 | 十六歳 | 十三歳 | 明惠 | 十六歳 | 九歳  |
| 榮西 | 十四歳 | 十一歳 | 道元 | 十四歳 | 十三歳 |
| 辨圓 | 十八歳 | 五歳  | 日蓮 | 十八歳 | 十二歳 |
| 一遍 | 十歳  | 七歳  | 義堂 | 十四歳 | 七歳  |

元服について「天子十二而元服之例尤多。就中、周成王十二元服之儀、竹帛所載、明文不一」(本朝世紀久安五年十月)の如き舊規もあるが、必ずしも、天子の御元服も十二歳と限らない。まして臣下は區々一定しない。平安時代以後の例を二三あげて見ると、

|      |     |      |     |
|------|-----|------|-----|
| 惟喬親王 | 十四歳 | 恒貞親王 | 十四歳 |
| 藤原時平 | 十六歳 | 藤原頼道 | 十二歳 |
| 藤原基實 | 八歳  | 藤原頼經 | 八歳  |
| 藤原頼嗣 | 六歳  | 北條泰時 | 十三歳 |
| 宗尊親王 | 十一歳 | 北條時宗 | 七歳  |



足利氏滿 十歲

得度剃髮は可なり佛學が成就してから行はれるので、餘り早く行はれることはないが、公卿や武士の得度は早く元服して、早く官に任せられ、位に叙せられることを望む風が後世ほど顯著となり十歳以下で元服することが珍しくなくなつた。従つて元服後に登山して學問するものも、後世は少くなかつた。三浦博士が發表せられた毛利元就の臣下玉木吉保の如きは、その自傳「身自鏡」によると、十三歳で元服し、その年に勝樂寺といふ眞言宗の寺へ登山し、十六歳まで、在寺してゐる。

右の如く、初登山の年も、在任期間も區々として一定しないが大體を推定して見ると、まづ十歳頃に始めて登山し、三四年在任して、學問したものと思はれる。

三チゴの變遷

寺院のチゴには僧侶になる目的を持つものと、然らざる者とがある。語の上では一般には區別がなかつたやうである。その内容上の區別を考へる前に、チゴの歴史的變遷を考へて見よう。

大寶令の僧尼令に

凡僧聽近親鄉里取信心童子供侍。至年十七各還本色。其尼取婦女情願者。

とある。女子にして尼に供侍する者には年齢の制限を加へてないのであるが、男子には十七歳までとしてある。これは次に説く如く賦役の爲であつた。この童子は令集解によると、童子與律云、弟子殊也、童子習業者とある。即ち僧侶となつて師の跡をつぐべき弟子は別にあるのであつて、童子はそれとは別で僧とならずに只供侍しつゝ業を習つたものらしい。後世の「寺ちご」は師僧に隨縁して學問した者であるから、大體この「童子」に似てゐるが、後世の「寺ちご」は僧になる者と、ならないで下山する者と含んでゐるから、その點が違つてゐる。さうして、平安時代初期以前に用ひられたチゴといふ語が一般にまだあまり發達せず殊に寺院では恐らくチゴといふ語を用ひなかつたらしいから、この童子は大體は後世のチゴの概念にあてはまつてはゐるが、イコールではない。かゝる童子の意味は佛敎の經文にある雪山童子とか善哉童子などの用語を繼承してゐると思はれる。

弟子として僧侶になりたい者は、朝廷から度牒即ち免許狀を受けて得度する定であつた。度牒なくしては僧となれない。僧侶となれば、納税、徭役などの義務を免せられる特典を與へられるので、濫りに出家することは禁じてあつたわけである。從

つて私に得度する事は固く禁じてあつた。大寶令の僧尼令にも禁じてあるが、天平寶字三年（四一九）六月には乾政官符として「竊惟私度僧者深乖佛法更作亡命伏請須天下勿往國內彼此共檢勤□本色者奉勅依奏。」とある。しかし實際には奈良時代でも私度の僧の少くなかつた事は日本靈異記などに實例がある。従つて僧にならんとする者とならんとしない者とを判然區別する必要があつたらしい。供侍する童子がそのまゝ勝手に、朝廷の免許なくして得度するのを防ぐ爲に右の如き年齢上の制限が作られたのであるが、十分實行されなかつたと見えて、大寶令制定以後十六年に至り、養老元年（三七七）五月、次のやうに改補された。

依令僧尼取年十六以下不輸庸調者聽爲童子而非經國郡不得輒取又小丁已上不須聽之。（續日本記）

しかし私度を防ぐことは事實不可能であつたであらう。私度や得度の濫許に關する制令は平安時代になつても度々出てゐる。（弘仁四年二月、貞觀七年三月）

遂に得度が勝手に行はれ、童子から妄りに僧侶になるものが多くなつた。平安時代の中期は既にかゝる状態に達してゐたらしい。延喜十四年（一四五八）に三善清行の上つた封事は、これを明示してゐる。この封事によると、當時は朝廷から度牒を與

へて得度させることも多かつたから、私に落髮する者と併せて、「天下人民、三分之二、皆是禿首者也。此皆家蓄妻子、口啖腥膻、形似沙門、心如屠兒、有様となつてしまつた。

かくて童子といふ語に、僧になる者とならない者とを含むやうになつた。一方、チゴといふ語は奈良時代にあまり行はれなくして主として原始的意味即ち乳兒といふ意味のみ用ひられてゐたのが、平安時代の物語、歌集の中に見られる如く一般にワラハ、ワラベは召使の意、賤しい意味に發達し、チゴには身分のよい子、美しい上品な子といふ意味が加つて來た。更に寺院の侍童が、僧侶の愛情の對象として多く見られるやうになつて侍童の生活を美的ならしめることが、寺院通じての風習になつた時より、從來、寺院に於て用ひられた「童子」なる語は主として召使に用ひられ、侍童は主としてチゴと呼ばれるやうになつたのであらうと考へられるのである。もとよりこの變遷は一時に起るものではない。大體にこの變遷が平安時代の中期には、行はれてゐたらしくその頃の宇津保物語、源氏物語等の物語や歌集類に於ける、ワラハやチゴは既に後世の意味に用ひられ、やゝ時代の下る今昔物語等には、早くも兒についての傳説が若干收められてゐるのである。

チゴの愛情生活、艶美な生活については、便宜上、別節で説くつもりであるが、こゝでは奈良時代の寺の童子即ち後の寺チゴの数が後世ほど多くなつて行つた経過をこゝで一通り考へて見たい。

奈良時代の高僧は何人ぐらゐの童子を随へてゐたものか、天平八年二月勅して、當時最も有名であつた支那法師や律師、遍慈法師に扶翼の童子八人を賜つてゐるので、ほゞ推察することが出来る。延暦十七年（二四五八）六月には太政官より僧綱並に十大寺の三綱、法華寺の鎮等の從僧を定めた。それによると、

大少僧都、各從僧四人、沙彌三人、童子六人。

律師、各從僧三人、沙彌二人、童子四人。

威儀師、各從僧一人、沙彌一人、童子二人。

從儀師、各從沙彌一人、童子二人。

大安、元興、弘仁、藥師、四天王、興福、法隆、崇福、東大西大寺の三綱並に法華寺の鎮二人、各沙彌一人、童子二人。（額聚三代格）

であつた。（延喜式卷二十一にはこの表が若干變化して收めてある。）

しかし童子の数はやゝもすれば多くなり易い。奈良時代には寺院の童子に關す

る文献が少いから、大して多くなかつたものかと思はれる。平安時代の初頃からばつ／＼詩文の上にも現れて來た。文華秀麗集には「扈從梵釋寺應製」と題する藤原冬嗣の詩の中に

入定老僧不出戶 隨緣童子未下山

又、經國集卷十、三春上が作つた「扈從梵釋寺應制」といふ詩の中に

老僧護法心彌寂 童子虛滄體既窮

など見えてゐる。平安時代の末頃になると、童子の數が多すぎて困るやうになつた。天承元年（一七九）二月、延曆寺が奉つた起請六箇條の中に

童子眷屬、動以衆多、論之物議、理不可然、（中略）仍須恒例入堂之時、童子一人、臨時交（一作）衆之日、隨徒三人、永爲常式。

と言つて兒の數に制限を加へんとしてゐる。平安時代の中ごろから以後は、餘り、身の高くないと思へる僧侶でも、その僧房の記事を見ると、大抵兒が一人とか二人とか居つたやうである。道を歩く時は弟子の僧、ちご、童をつれて歩いた。明惠上人は北條泰時から莊園を寄進しようとしたのを斥けて「寺の豊なるに耽りて兒ども取置き酒宴し兵具を提げ（梅尾明惠上入傳記下）るやうな事になるからと言つて斷つたのは有名な話である。（以下次號）